平成28年9月30日

第33回レセプト情報等の提供に関する有識者会議

資料1-1

第1回NDBオープンデータについて

平成28年9月30日NDBオープンデータ調査分析ワーキンググループ座長:加藤源太

NDBオープンデータ: 作成の背景と目的

作成の背景

- ◆ レセプト情報・特定健診等情報データベース(NDB)は、悉皆性が高いレセプト情報、および検査値など の詳細な情報を有する特定健診等情報が含まれており、国民の医療動向を評価するうえで有用なデータ だと考えられている。
- ◆ 2011年度より、医療費適正化計画策定に資する目的以外でのNDBデータの利用が認められたが、NDB データの機微性の高さに鑑み、利用者に対しては高いレベルのセキュリティ要件を課したうえで、データ提供が行われてきた。
- ◆ 一方で、多くの研究者が必ずしも詳細な個票データを必要とするわけではないため、多くの人々が使用できるような、あらかじめ定式化された集計データをNDBデータをもとに整備することが重要ではないか、という議論が有識者会議等でなされてきた。
- ◆ NDBの民間提供に関する議論でも、「レセプト情報等の提供に関するワーキンググループ」からの報告では、 汎用性が高く様々なニーズに一定程度応えうる基礎的な集計表を作成し、公表していくことがむしろ適当 である、という指摘がみられた。

作成の目的

- ◆ 多くの人々がNDBデータに基づいた保健医療に関する知見に接することが出来るよう、NDBデータを用いて基礎的な集計表を作成したうえで、公表する。
- ◆ NDBデータに基づき、医療の提供実態や特定健診等の結果をわかりやすく示す。

NDBオープンデータ:集計対象と公表形式

データの対象・項目等

◆ 公表データ: ①医科診療報酬点数表項目、 ②歯科傷病、 ③特定健診集計結果、 ④薬剤データ

◆ 対象期間 : 124:平成26年4月~平成27年3月診療分

③:平成25年度実施分

◆ 公表項目 : ①:A(初·再診料、入院基本料、入院基本料等加算、特定入院料、短期滞在手術 基本料)

B(医学管理等)、C(在宅医療)、D(検査)、E(画像診断)、

H(リハビリテーション)、I(精神科専門療法)、J(処置)、K(手術)

L(麻酔)、M(放射線治療)、N(病理診断)

②:「う蝕」、「歯周病」、「喪失歯」

③:「BMI」、「腹囲」、「空腹時血糖」、「HbA1c」、「収縮期血圧」、「拡張期血圧」、「中性脂肪」、「HDLコレステロール」、「LDLコレステロール」、「GOT(AST)」、

「GPT(ALT)」、「γ-GT(γ-GTP)」、「ヘモグロビン」、「眼底検査」

- ④:「内服」、「外用」、「注射」それぞれにつき、「外来院内」、「外来院外」、「入院」 ごとに、薬価収載の基準単位に基づき、薬効別に処方数の上位30位を紹介
- ◆ 今回、**医科/DPCレセプトからの傷病名情報の集計は行っていない。**「疑い」病名の扱いなど、傷病名の 妥当性について相応の検証が必要と考えられたが、十分な検証には至らなかった。

公表形式

- ◆ 上記①~④に対し、一部例外を除き、集計表とグラフを作成し、公開する。
- ◆ 集計表では「都道府県別」および「性・年齢階級別」の集計を、グラフでは「都道府県別」の記載を行う。

NDBオープンデータ:最小集計単位の扱い

集計単位に関する問題点

◆ NDBを用いた研究を公表するにあたっては、「レセプト情報・特定健診等情報の提供に関するガイドライン」 において最小集計単位についての原則が定められており、これを遵守する必要がある。

(「レセプト情報・特定健診等情報の提供に関するガイドライン」より一部抜粋)

- (1)最小集計単位の原則 公表される研究の成果物において患者等の数が原則として 10 未満になる集計単位が含まれていないこと。
- (2)年齢区分 公表される研究の成果物において年齢区分が、原則として、5歳毎にグルーピングして集計されていること。
- ◆ 一方、NDBオープンデータでは多岐に渡る項目で「都道府県別」、「性・年齢階級別」の集計を行うため、 上記原則を適用しても、他の集計結果から容易に「10未満」となる対象数が得られてしまう恐れがある。

例:ある項目について、1都道府県のみ10未満の数となってしまっている場合、その都道府県を「-」で表記しても、 全国の総算定件数から他の46都道府県の合計値を引くことで、その都道府県の集計結果が得られてしまう。

◆「医科診療報酬点数表項目:リハビリテーション」及び「薬剤データ」は、患者一人で複数回算定される ため、「10未満」という最小集計単位の原則との整合性をとり、配慮する必要がある。

(「リハビリテーション」では算定単位数、「薬剤データ」では処方数量が、オープンデータでの集計単位となっている)

今回の対応

- ◆ 「総件数」は表記せず、「入院事例での件数」と「外来事例での件数」とに分けて表記する。
 - ←「総件数」から「入院事例での件数」を引いて「外来事例での件数」を推定する、あるいは 「総件数」から「外来事例での件数」を引いて「入院事例での件数」を推定することを防ぐため。
- ◆ 1項目のみ(例:「東京都」のみ/「45歳~49歳、男性」のみ)が10未満となる項目については、 総件数をそのまま表記し、各項目はすべて空欄とする。
- ◆ 最小集計単位を、「リハビリテーション」では100、「薬剤データ」では1000とする。

NDBオープンデータ:公表物

「データ編」と「解説編」の公表

- ◆「データ編」では集計表を厚生労働省ホームページで公表する。
- ◆ 「解説編」では、NDBの第三者提供およびNDBオープンデータに関するこれまでの議論を踏まえて、NDBの 利活用に関する現況を紹介するとともに、「データ編」で取り上げた集計表について、項目や留意事項の解 説を行っている。また、算定回数の多い代表的な項目(診療行為等約300項目)について、都道府県 別の算定回数をグラフに示し、それぞれの項目について簡単な説明を附記している。